

金立公園ほか佐賀市内公園への
民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査

実施要領

令和3年11月

佐賀市 建設部 緑化推進課

目次

1. 調査内容

- (1) はじめに
- (2) サウンディングの目的
- (3) サウンディングの対象者
- (4) サウンディングの対象公園
- (5) 公園の課題

2. 調査日程

- (1) サウンディングのフロー
- (2) 事前説明会の開催
- (3) 対話参加（エントリーシート）の受付
- (4) 対話の実施
- (5) 実施結果の公表

3. 留意事項

- (1) 対話内容及び参加等の取り扱い
- (2) 参加除外条件
- (3) お問い合わせ先

(様式1) 質問書

(様式2) 事前説明会参加申込書

(様式3) 対話参加申込書（エントリーシート）

(別添1) 対象公園一覧表

(別添2) 対象公園に関する整理一覧表

1. 調査内容

(1) はじめに

佐賀市には、大小様々な公園・緑地があります。これらの公園の多くは、高密度化する市街地形成の過程で、土地を確保し、整備が進められてきました。都市の中にある公園は、市民にとって貴重な財産です。しかし、現状は除草や樹木の維持管理、公園施設の更新や管理が間に合っておらず、市民の方が快適に利用することができないことも見受けられます。

全国的にも、市民ニーズやライフスタイルの変化、厳しい自治体財政などを背景に、都市公園法が改正され、民間活力の導入を視野に入れた運営や整備が推進されるようになりました。カフェの設置等公園を有効に活用した事例が増えています。

本市においては、公園の魅力向上のためにどうすればいいのか、市民の皆様、民間事業者の皆様と連携を図りながら、これからの公園整備や管理運営について、検討して参りたいと考えております。

(2) サウンディングの目的

民間事業者の皆様との対話を通じて、公園魅力向上のアイデアや参加しやすい事業条件等を把握するため、サウンディング型市場調査を実施します。事業者ごとに、意見交換を行う場となります。

市の公園で『こんな方法で公園をもっと使いたい!』、『こんな事業展開だったらできそう』といった民間の持つ発想や視点などについて、ぜひお聞かせください。調査の結果を、民間事業者の皆様との効果的な連携を図る仕組みづくりに活かしていきます。

(3) サウンディングの対象者

市内公園の整備や管理・運営に関心のある民間事業者・NPO法人等またはそれらのグループ

※業種・業態を問いません

※個人の方は対象になりません

(4) サウンディングの対象公園

対象公園は、別添1の通りとし、対象範囲を公開する平面図の通りとします。なお、多布施川河畔公園については、主な箇所を対象範囲としていますが、延長が7km程度と広範囲であるため、その他の箇所について提案頂いても構いません。

提案については、複数の公園にまたがることや公園を特定しない提案についても対象とします。実現性・有効性の高い事業があれば、内容を勘案しながら進めていきます。対象公園については、平面図を公開します。平面図については、現状と合ってい

ない箇所もあります。公開した資料に関することや、それ以外で資料が必要な場合は、お問い合わせください。

◎対象公園

総合公園	:	① 金立公園	② 干潟よか公園	
地区公園	:	③ 神野公園		
近隣公園	:	④ 大溝公園	⑤ 蓮池公園	⑥ 本庄公園
		⑦ 巨勢公園	⑧ 夢咲公園	⑨ 諸富公園
都市緑地	:	⑩ どんどんどんの森ふれあい広場		
		⑪ 多布施川河畔公園		
その他公園	:	⑫ 街なか緑地憩いの場		
		⑬ 巨石パーク		

【別添1】対象公園一覧表

【別添2】対象公園に関する整理一覧表

(5) 公園の課題

市管理の公園では、草刈りや清掃など、基本的な日常管理が行き届いていないとの意見が寄せられます。また、経年劣化により、修繕が必要な遊具や園路、照明が多数あります。その背景として、少子高齢化社会の到来に伴う財政的な理由があります。また、市職員等の人手不足により、適正な維持管理に支障が出てきており、大きな課題と捉えています。

課題解決のためには、既存の公園施設が持つポテンシャルを引き出す工夫や、新たな担い手を巻き込む仕組みづくり等が必要と考えます。以下に特に募集したい提案について整理しました。ご提案の際の参考にしてください。

① 新たに公園施設を設置運営する提案

- ✓ 公園の魅力や利便性を向上させる新たな公園施設の設置運営によって、公園に新たな機能を付加させる提案。(レストランやカフェ等)

② 今ある施設の魅力向上につながる提案

- ✓ 既存施設の建物改修を行うなどの有効活用により、公園施設の魅力向上を図る提案(バンガロー、松尾別荘、夢郷庵等)
- ✓ 広場やオープンスペース等の改修などの有効活用により、公園の魅力向上を図る提案(BBQ場、キャンプ施設等)

③ 公園全体のマネジメントを行うことで総合的な魅力向上につながる提案

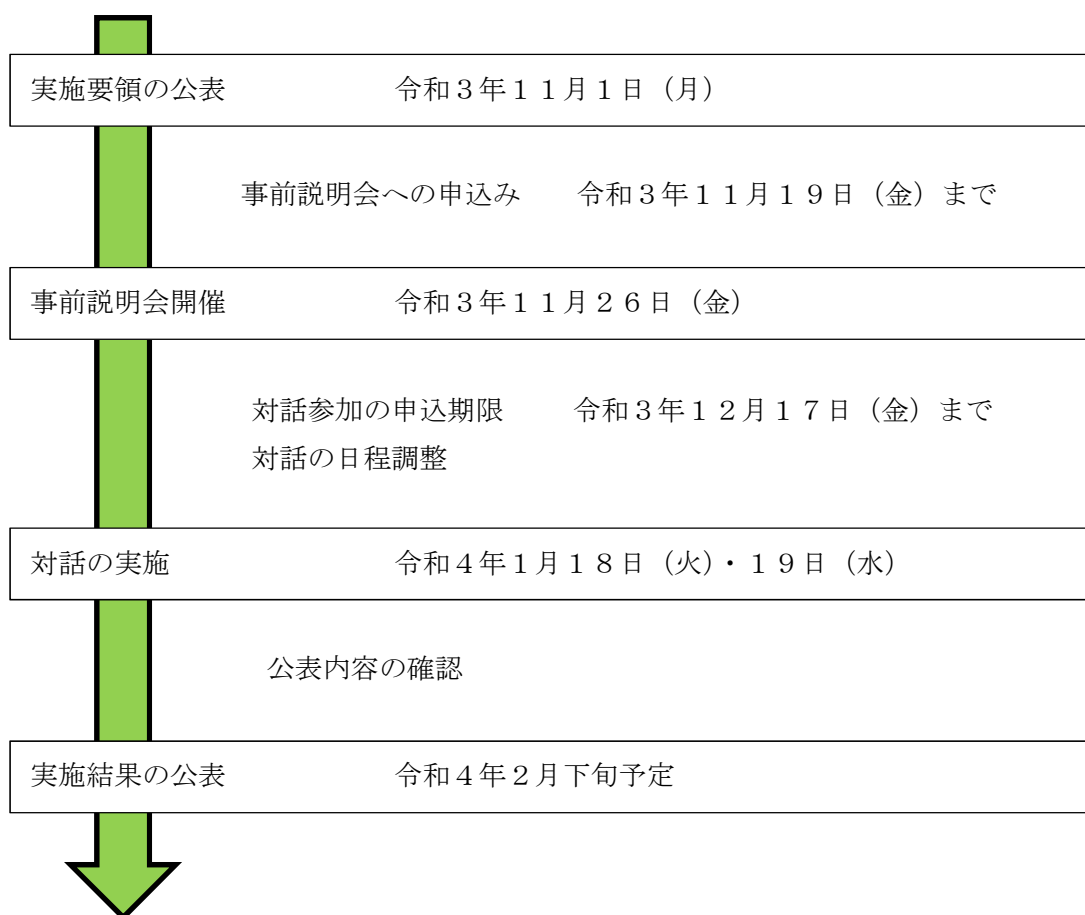
- ✓ 現在市が直営で管理している公園について、指定管理者制度導入等の公園全体のマネジメントを行う提案
- ✓

④ 公園を再整備することで公園の魅力向上につながる提案

- ✓ 公園全体を抜本的に再整備することにより、総合的な魅力や機能の向上につながる提案

2. 調査日程

(1) サウンディングのフロー



※1 事業実施の見通しについて

新たな民間活力を活かした事業は、対話の結果を参考に事業スキームを決定する予定です。

(2) 事前説明会の開催

本調査の趣旨や内容について、多くの方々にご理解いただけるよう、実施方法等について、事前説明会を開催します。参加を希望される方は、次の要領で申込のうえ、ご参加ください。また、本調査に関する質問がありましたら、【様式1】「質問書」にて、ご質問ください。

※事前説明会への参加は、対話参加への必須条件ではありません。

- ① 申込の受付期限 令和3年11月19日（金）17時まで
- ② 申込の提出様式 【様式2】「事前説明会参加申込書」
- ③ 申込の提出方法 ・様式を緑化推進課までFAX又はEメールでご提出ください。
 - ・件名は、＜事前説明会参加申込み＞としてください。
 - ・様式が届いたか、電話又はEメールで確認してください。
 - ・参加者は、1申込者あたり3名までとさせていただきます。
- ④ 事前説明会日時 令和3年11月26日（金）14：00～
- ⑤ 事前説明会場所 佐賀市役所 6階6-2会議室
- ⑥ 事前説明会内容 調査の概要説明、対話の実施方法等
 - ・20分程度の説明の後、質疑時間を予定しています。
- ⑦ 質問の受付期限 令和3年11月24日（水）17時まで

(3) 対話参加（エントリーシート）の受付

対話への参加を希望される場合には、エントリーシートの提出が必要となります。次の要領でご提出のうえ、ご参加ください。

※「エントリーシート」が未提出の場合は、対話に参加することができません。

- ① 受付期限 令和3年12月17日（金）17時まで
- ② 提出様式 【様式3】「対話参加申込書（エントリーシート）」
- ③ 提出方法
 - ・様式を緑化推進課までFAX又はEメールでご提出ください。
 - ・件名は、＜エントリーシートの提出＞としてください。
 - ・様式が届いたか、電話又はEメールで確認してください。
 - ・参加者は、1提案者あたり3名までとさせていただきます。

(4) 対話の実施

対話は、1提案者あたり1時間を目安に実施します。アイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。詳細な日時等については、受付後、個別に調整させていただきます。

はじめに、参加事業者から提案内容についてご説明いただき、その内容について意見交換させていただきます。下記の内容を目安にしておりますが、それぞれのご提案

に応じて、可能な範囲の対話で構いません。また、下記によらない自由なご意見もお寄せください。

- ① 実施期間 令和4年1月18日（火）・19日（水）9時から17時の間を予定
- ② 実施場所 佐賀市役所内会議室（詳細は決まり次第通知します）
- ③ 提案資料 ・提案内容を説明できる資料があればご持参ください
・パソコンの持込やプロジェクターの利用も可能です
- ④ 対話の内容
 - ✓ 事業内容…どのようなアイデアをお考えですか
 - ✓ 期待される効果…公園や地域にとって、どの様な効果が期待されますか
 - ✓ 事業実施の条件や課題…事業を進めるにあたり、必要な条件等がありましたら、教えてください。

（５）実施結果の公表

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。公表に当たっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、原則として公表しません。ただし、「佐賀市情報公開条例」等関連規定に基づき、公開の対象となることがあります。

3. 留意事項

（１）対話内容及び参加等の取り扱い

- ✓ 今回の対話をもとに事業化した場合は、改めて公募により事業者を募ります。
- ✓ 提案者が必ずしも事業の実施者となるわけではありません。
- ✓ 対話への参加実績は、事業公募時における評価の対象とはなりません。
- ✓ 今回の対話へ参加しなかった事業者でも今後予定している事業者公募への参加は可能です。
- ✓ 対話内容は、今後の事業化検討に活用させていただきますが、公募実施を必ずしも約束するものではありません。また、提案以外の公園や市有地の活用策の参考とさせていただく場合があります。
- ✓ 提出されたエントリーシート及び提案書類等の返却は行いません。
- ✓ 対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ✓ 必要に応じて、追加での対話やアンケート等を行うことがあります。ご協力をお願いします。
- ✓ 調査目的から逸脱していると考えられるもの、同種提案が多数あった場合等は書面のみでの調査とさせていただくことがあります。

(2) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167 条の4の規定に該当する法人
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続き中の法人
- ③ 法人税、所得税、地方税、消費税を滞納している者。
- ④ 佐賀市暴力団排除条例(平成24年佐賀市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当する者、及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(3) お問い合わせ先

連絡先：佐賀市 建設部 緑化推進課 公園係

所在地：〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町 1-1 (6F)

電話：0952-40-7162

FAX：0952-26-7376

E-mail：green@city.saga.lg.jp

窓口受付時間：平日 9時から 17時まで（正午から 13時は除く）